令和2年9月三種町議会定例会決算特別委員会全体会会議録 令和2年9月16日三種町議会決算特別委員会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した委員は、次のとおりである。

1番	三	浦		敦	2番	亚	賀		真
3番	伊	藤	千	作	4番				
5番	児	玉	信	長	6番	清	水	欣	也
7番	加	藤	彦》	欠郎	8番	後	藤	栄美	長子
9番	成	田	光	_	10番	大	澤	和	雄
11番	高	橋		満	12番	工	藤	秀	明
13番	堺	谷	直	樹	14番	安	藤	賢	藏
15番	小	澤	高	道	16番	金	子	芳	継

- 一、欠席した委員は、次のとおりである。 なし
- 一、遅参した委員は、次のとおりである。 なし
- 一、早退した委員は、次のとおりである。なし
- 一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町		長	田	Ш	政	幸	畐		Ħ	仃		長	柞	會	森	定	勝
総	務 課	長	石	井	靖	紀	企	画	政	策	課	長	3	金	子		孝
税	務 課	長	金	子	英	人	町	民	生	活	課	長	3	荒	Ш	浩	幸
福	祉 課	長	加	賀名	4	司	傾	康	推	進	課	長	1	左	々 フ	卞 恭	_
農	林 課	長	寺	沢	梶	人	商	丁仁	観光	交	流課	長	-	工	藤	_	嗣
建	設 課	長	進	藤		敦	上	: 下	水	道	課	長	į	丘	藤	光	明
琴	丘支原	折 長	工	藤	伸	也	口	1 4	: 3	支	所	長	1	爰	藤	芳	英
会	計 課	長	平	澤	仁	美	耖	(ī	育		長	到	兼	田	義	人
教	育 次	長	後	藤		誠	農	業委	員会	会事	務局	長	1	左	藤	慶	_

一、委員会の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。議会事務局長 桜 庭 勇 樹 議会事務局主査 池 内 和 人 議会事務局主任 近 藤 亜 美

一、本日の会議に付した事件

○総括質疑

- 第 1 認定第1号 令和元年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 認定第2号 令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 第 3 認定第3号 令和元年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 第 4 認定第4号 令和元年度三種町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 第 5 認定第5号 令和元年度三種町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 第 6 認定第6号 令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 第 7 認定第7号 令和元年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 第 8 認定第8号 令和元年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て
- 第 9 認定第9号 令和元年度三種町水道事業会計決算の認定について

○分科会報告

- 第10 分科会の審査報告
- ○自由討議・討論・表決
- 第11 認定第1号 令和元年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第2号 令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 第13 認定第3号 令和元年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 第14 認定第4号 令和元年度三種町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 第15 認定第5号 令和元年度三種町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 第16 認定第6号 令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 第17 認定第7号 令和元年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 第18 認定第8号 令和元年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て
- 第19 認定第9号 令和元年度三種町水道事業会計決算の認定について

決算特別委員会委員長 堺谷直樹は、令和2年9月16日、出席委員が定足数に達したので、委員会を開会する旨宣告した。(午前10時01分 開会)

委員長 (堺谷直樹)

それでは、ただいまから決算特別委員会全体会を開会いたします。 ただいまの出席委員数は15名であり、定足数に達しております。 これから本日の会議を開きます。

審議に入る前に、当局から発言を求められておりますので、これを許しま す。総務課長。

総務課長 (石井靖紀)

本日提出いたしましてお願いいたします資料の補正について、ご説明いたします。

9月定例会に提出しております資料11、令和元年度一般会計・特別会計 決算審査及び基金運用審査意見の資料において、監査委員に提出した債務負 担行為に関する調書に報告漏れがあったことから、昨日、監査委員の方々に 補正をお願いしご承諾をいただいたところでございます。

つきましては、資料11、7ページ(6)の債務負担行為の状況につきまして、お手元にお配りしております資料のとおり補正くださるようお願いいたします。報告漏れとなった項目は、令和2年度まで設定された鹿渡駅合築駅舎等敷地借上98万9,000円の状況報告の記載漏れとなっております。

なお、定例会に提出しております資料10の令和元年度三種町各会計歳入 歳出決算書における342ページの債務負担行為に関する調書の訂正はござ いませんが、議員の皆様にこのたび提出資料の整合性が取れず資料の補正に 至りましたことを深くおわび申し上げます。

今後は、さらにチェック機能を強化し、このような事案が発生しないよう 努めてまいりますので、何とぞご理解くださるようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

委員長 (堺谷直樹)

日程第1. 認定第1号「令和元年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。11番、高橋委員。

11番 (高橋 満)

110ページの19節補助金交付金のところの自殺予防活動支援事業というのが30万決算しておりますけれども、この内容についてご説明をお願いしたいと思います。

委員長 (堺谷直樹)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長お答えいたします。

自殺活動予防支援事業として30万ですけれども、町内にボランティア活動における団体が3団体ございます。旧町単位でまず3団体ございまして、

その3団体へ補助金として交付しているものでございます。主にサロン活動 とかそういう活動をして町民の皆様へ自殺予防を呼びかけている団体でござ います。

委員長 (堺谷直樹)

高橋委員。

11番 (高橋 満)

この関連でお伺いしたいのが、令和元年の自ら亡くなった方が6名という ふうなことで委員会報告のほうでも出ているんですけれども、この中に、内容がよく分からないのでこれもお聞きしたいと思うんですけれども、50代から90代の方々が亡くなっていると。「独り暮らしの高齢者ばかりではなく、同居の家族がいる中で自殺に追い込まれる方がいる」という、非常に文言の捉え方としてどういう内容のことを指しているのか。その点について、そこもお伺いしたいと思います。

委員長 (堺谷直樹)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 自殺者、まず、昨年1年間で6名でございまして、その中にまず、年代もばらつきがございます。その中で、実際に自殺に至った経緯というのはなかなか把握が難しく、また、家族構成においても、独り暮らしであったり、同居家族がいる中でのそういうふうに自殺者がいるということでございます。なかなか自殺防止の観点からそういう普段活動しているわけですけれども、そのような追い込まれる方がそういうふうな自殺に至った経緯という把握が困難な状況というのが実情でございます。

委員長 (堺谷直樹)

高橋委員。

11番 (高橋 満)

この文言をちょっと確認したいというのが真意であります。「同居の家族がいる中で自殺に追い込まれる」と、「追い込まれる」というのが非常に違和感のある言葉だと個人的に思うんですけれども、この追い込まれるというのは、何を指して追い込まれると。同居の家族が追い込んでいるようなニュアンスにも取られるし。だから、その点を詳しく説明をしていただきたいと思います。

委員長 (堺谷直樹)

健康推進課長。

健康推進 (佐々木恭一)

課長 文面から言えば、ちょっと言葉足らずな部分があるかと思いますけれども、同居の家族がいらっしゃる中で、やはり病気を苦にしているのか、そういう部分で高齢者の方が自殺に追い込まれるケースもございますので、ここら辺の言葉に対しては、ちょっと文面としてうまくなかったのかなというふうには感じております。

委員長 (堺谷直樹)

高橋委員。

11番 (高橋 満)

もしこれをこのまま載せるようであれば、非常に捉える方によっては、家族の方にも非常に負担になるような書き方ではないかというふうに思っております。それで、同居の家族がいる方でも自殺者がいるという、追い込まれるとかという言葉は、私は削除するべきではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

委員長 (堺谷直樹)

高橋委員、今お話しになった内容につきましては、当局で作成した資料ではなくて、委員会のほうで作成した資料になりますので、この文言についてどうのこうのというお話はこの場では控えていただきたいと思いますけれども。

11番 (高橋 満)

分かりました。終わります。

委員長 (堺谷直樹)

ほかに質疑ありませんか。8番、後藤委員。

8番 (後藤栄美子)

決算書の36ページの財産収入の1の山本の財産貸付料の2万1,660 円ですけれども、これはゆうぱるのあそこのところの石倉焼のあそこだと思っておりますけれども、そうですか。

委員長 (堺谷直樹)

山本支所長。

山本支所 (後藤芳英)

長お答えいたします。

そのとおりでございます。

8番 (後藤栄美子)

本人、今年亡くなっておりますけれども、今後、町としてはどのようにしていくのでしょうか。

委員長 (堺谷直樹)

山本支所長。

山本支所 (後藤芳英)

長お答えします。

この点につきましては、3日ほど前、遺族の方が支所のほうに参られまして、今年中に解体撤去の準備に入りたいという意向を示しておりました。

8番 (後藤栄美子)

解体するという、中を解体するということですか。

委員長 (堺谷直樹)

山本支所長。

山本支所 (後藤芳英)

長 全て窯まで含めて全て更地にして返すということでございます。

8番 (後藤栄美子)

分かりました。よろしいです。

それから、128ページの備品購入費のじゅんさいの館の冷蔵庫の件ですけれども、49万5,000円、町の指定管理に当たっているじゅんさいの館ですけれども、壁とか外壁とか、そういうところを直すのは分かりますけれども、冷蔵庫とかって、そういうのもやはり指定管理だと皆、30万以上は補助するものでしょうか。

委員長 (堺谷直樹)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

先般の産業建設委員会でもご質問ありましてお答えしておりますが、じゅんさいの館の冷蔵庫の施設設備については、当初、町が購入した備品は、故障した場合とか、町が整備するという協定書になっておりますので、そのとおり執行したということでございます。

8番 (後藤栄美子)

でも、それこそ指定管理で全部町で買ったもんでないですか、今ある冷蔵庫。冷蔵庫、今、何個あるか分かりますか。

委員長 (堺谷直樹)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

お答えします。

台数については、今、手元に資料がないので把握できませんが、当初、町で整備したのは後藤委員のとおりでございます。その後、じゅんさいの組合のほうで整備した備品もありますので、その備品については組合が整備、修理するということになっている協定書になっておりますので、今回の決算書に計上しております冷蔵庫については、当初の町で整備した物について、ご相談を受けて確認しまして町で補修したということになります。

8番 (後藤栄美子)

これは補修ですか。

委員長 (堺谷直樹)

すいません。挙手をお願いします。後藤委員。

8番 (後藤栄美子)

すいません。

これは新品ですか、それとも補修ですか。

委員長 (堺谷直樹)

農林課長。

農林課長 (寺沢梶人)

具体的には、食堂部門の冷蔵庫の買換えです。

8番 (後藤栄美子)

食堂。はい、分かりました。

委員長 (堺谷直樹)

後藤委員。

8番 (後藤栄美子)

私は、店の中にあるあの大きな冷蔵庫だと思ったんですね。それこそすごい、畳1枚ぐらいの冷蔵庫が3つだか4つあるんですね。そのほかに漬物置いている冷蔵庫もいっぱいあるし。まずそれこそ、指定管理だといいもんだなと。分かりました。ありがとうございます。終わります。

委員長 (堺谷直樹)

ほかに質疑ありませんか。6番、清水委員。

6番 (清水欣也)

誰もいないようですので。最後になると思いますが、私の質問をいたしま す。

決算書の170ページ、公民館費の工事請負費、公民館と山本総合支所の建設工事、これに関する質問でございます。この事業は共同事業体によって行われたわけですけれども、この事業、この工事に絡んで1人の役場職員の命が不幸な結果になって、極めて問題のある事業だと、そういうふうに私は思っております。我が町の町史に大きな汚点を残すことになった。非常に後悔すべき事業であると私は思います。

平成31年の3月議会で、我が田川町政は越えてはならない壁を越えてしまったと。このままにしておくと事が大きくなる、そうならないうちに入札をし直すのが今後の町にとっての最良の選択だと、そういうふうに私は主張しました。残念ながら、そのとおりになってしまったわけであります。

この事業には、問題や疑問点がいっぱいあります。町長の権限、それから、審査委員長の権限、審査委員会の役割、それから、各種要綱の在り方、それから教育委員会と町長部局との事務執行の在り方などなど、今後に大きな課題を残すことになったわけであります。与えられた30分の間では、とても議論が尽くせません。残りは次の機会にぜひ皆さんと議論をしたいと思いますが、今日は何点かだけを質問をすることにいたします。

まず、このような職員の残念な結果になった、このことについて、職員の管理者として、あるいは、事業の執行者として、それから上司として、何か思うところがないかどうか。何の責任も感じないのかと。町長と教育長の見解をお伺いしたい。このまま素通りにすることはできませんよ。これがまず第1点の質問であります。

5番 (児玉信長)

ただいまの発言に対して、私、動議を出したいと思います。これはもう、 建設において死亡されたのは、職員が死亡されたのは、これに関連するんで すか。発言の動議です。

委員長 (堺谷直樹)

暫時休憩します。

委員長 (堺谷直樹)

休憩を解きます。

今の清水委員の質問に対してですが、今回の決算議案の中身と因果関係がはっきりと認められるような状態ではありませんので、もし質問の回答をどうしても要求したいというのであれば、その因果関係を認められる資料を提出していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。清水委員。

6番 (清水欣也)

私は、今回の発言の根拠は、生前、畠山元次長が私に打ち明けたこと、それから、自殺された後のご親族の話、それから、その後のいろいろな公的機関の動きの情報を得て、私は発言しているんですよ。そういうのが今回の事業に絡んだ、そういう事業だと、そういうふうな見解でしゃべっているんですよ。それを何で資料要求、何で要求するんでしょう。私はそういう状況証拠から、これはここに至ったってしゃべったことで私は申し上げてるんですよ。町長だって謝罪してるんじゃないですか、この事業に関して。もしその畠山次長が私に打ち明けた内容をしゃべれと言われれば、ここでしゃべりますよ。

委員長 (堺谷直樹)

すみません。清水委員、お気持ちは十分分かりますけれども、ある程度確認できる資料がないと、口頭で言った、言わないの話ではちょっと判断つきかねますので、その辺ご理解お願いしたいと思います。

6番 (清水欣也)

それでは、町長、今回のこの事業に関連して、何か思うところがございませんか。そういうことで質問いたしましょう。

委員長 (堺谷直樹)

町長。

6番 (清水欣也)

教育長をお願いします。

町 長 (田川政幸)

私のほうからお答えをいたします。

当時、建設に関わって清水委員からいろいろとご質問、ご指摘もありました。その都度、その当時説明したとおりでございます。町の事業者を、地元の事業者に対して発注するという形を、地元の企業の育成と、そういったものも含めて、変わったという話は伺っておりますので、それ以上でもございません。ただ、先ほどお話ししたとおりのその辺りの因果関係は、私のほう

ではそのようには認識しておりませんので、ご理解をいただければありがたいと思います。

委員長 (堺谷直樹)

教育長。

教育長 (鎌田義人)

私のほうから、大変残念なことに対して、私、本当に気づいてやれなかったことに対しては申し訳なく思っております。

ただ、事業とかそういうことに対しては、私には本当に相談もほとんどなかったし、私はそのことについてはよく把握できていません。それが正直なところであります。

ただ、そういう次長の畠山さんのことに対しては、本当に気づいてやれなかったということに対しては、本当に申し訳なく思っております。それだけです。

委員長 (堺谷直樹)

清水委員。

6番 (清水欣也)

畠山次長が私に語っていた話は、この質問の折々の中に入れて説明をしていきますので。

それでは、具体的な質問に入ります。

まず1つは、この工事を共同事業体で実施することにしたということを誰が決めたかという質問でございます。当然、審査委員会にかけてもんだと思いますけれども、そうなのか。それとも、町長が決断をしたのか。どちらかなのかを聞きたいというのが、最初の質問でございます。

委員長 (堺谷直樹)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

その件につきましては、審査委員会でJV、いわゆる共同企業体をつくって工事するのが規模的から見ても相当だろうという審査委員での総意で決定しております。

委員長 (堺谷直樹)

清水委員。

6番 (清水欣也)

その話は事実ですか。

副 町 長 (檜森定勝)

事実です。

6番 (清水欣也)

それじゃ、審査委員会での審査記録を後で情報公開請求いたしましょう。 あるいは、後日、審査委員会の各委員にその辺りの各委員ごとの見解を伺う ことにいたしましょう。 次に入ります。

なぜ共同企業体にしたのかという話です。JVにする必要性は何かということです、この山本総合支所の工事は。これは典型工事でもないんですよ。本当に普通の工事。入札は単体指名が原則であります。単体で何の支障がない工事は単体でというのが工事の基本ルール。琴丘中も単体でやったんだよ。しかも、指名業者数もみんな9者は今とおんなじ。9者全部おんなじ。ゆめろんの改修工事も当初は単体だったんです。大日寮もそうでしょう。みんな同じ業者入ってんだ。B級業者も入れたんだ。大信太工業と田中工業建設も。このB級も入って、単体でしかも混合指名したんだ。それがなぜ山本だけが共同企業体でやったのかという。山本支所の工事を企業体でやらねばならなかった理由を聞かせていただきたい。そういうことです。

委員長 (堺谷直樹)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

お答えします。

審査委員会の中で共同体とすると決めたのは、やはり工事金額、それから 工事規模、内容等、総合的に判断して企業体のほうがいいだろうということ で了解いたしました。

委員長 (堺谷直樹)

清水委員。

6番 (清水欣也)

審査委員会で決めたんじゃないんでしょう。それから、今、規模だとか何とかって言ってましたけれども、この規模、何、ほかのほうの前の琴丘支所とゆめろんだって、どう違うんだ。1億円多かったから共同企業体にしたの。もう一度お願いします。

委員長 (堺谷直樹)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

先ほど申し上げた理由のとおりでございます。

委員長 (堺谷直樹)

清水委員。

6番 (清水欣也)

入札参加機会の拡大とかいうのを、これを理由に上げたんですか。

委員長 (堺谷直樹)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

その件につきましても、共同体にする中でそれは当然入ってくる、地元企業も含めた入札機会の拡大も理由としては中に包含されております。

委員長 (堺谷直樹)

清水委員。

6番 (清水欣也)

入札参加機会の拡大は、これは、受注機会の拡大を目的とする共同体の結成は不適切という函館地裁の判決があるんですよ。それから、国の契約の適正化を図るための措置に関する指針というのがあって、受注機会の拡大というのは、その事業を業者に配分する、そのためだというふうに誤解を招かれる。それから、予備指名の制度、こういうこととかで談合が誘発されかねないというので、これはやめろという話になっているんだ。町の要綱にも、受注機会の拡大なんてないんでしょう。

それから、一番大事な問題は、今回は、受注機会の拡大と言いながら、3 者が実質排除されたじゃないですか。何が受注機会の拡大なんだ。

だから、こういうことからして、今回の共同企業体の実施は、別に目的があるでしょうという話。何で3者、実質排除されたじゃないか。単体で実施するより、受注機会の拡大が減ったじゃないですか。これが実際に今、受注機会の拡大も、審査委員会でJVにするための目的だったと。実際にそれ出たんですか、審査委員会で。

委員長 (堺谷直樹)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

ただいまの3者が結果的に入札できないということでございますが、単体で行きますと、今回指名したのは9者でございました。その中で、また、単体で行きますと県の入札要綱の中でJV関係でも960点、これが県の基準でございまして、それから外れる企業の方が1者ございます。それから、単体で行きますと、この金額からして2者はB級でございますので、これも単体としては入れないということでございますので、残りのA者、能代山本を含めたものが入札の権利を得るということでございます。

委員長 (堺谷直樹)

清水委員。

6番 (清水欣也)

副町長の説明は、私の質問に答えてない。JVにした結果、単体指名の工事より指名に参加する業者が少なくなったと言ってるんですよ。何が機会の拡大だかと言っているんだよ。それから、函館地裁でも、そういう拡大を目的とする企業体工事は不適切という判決が出てるんだ。

そうでしょう。単体より少なくなったんだよね、JVにした結果。それを無理無理条件、入札の要件変更して、業者数を減らしてしまったんだよ。だから、名前を言ってもいいよ、私、ここで。みんな、もう通知いってるんだから。公表されてるんだから。中田建設と日沼工務店と高田住宅が、この入札からボイコットされたじゃない。これは後でまたやりますけれども、入札参加機会の拡大なんて、あなた、皆取ってつけた理由だよ。そうでないですか。

委員長 (堺谷直樹)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

結果的に入札、こちらで入札の仕様を作ったわけでございますので、それ に応じていただけなかったということでございますので、それは致し方ない ものと思っております。

6番 (清水欣也)

応じてってそういう、じゃあ、ここで説明しましょう。

委員長 (堺谷直樹)

挙手をお願いします。清水委員。

6番 (清水欣也)

高田建設は、要件変更されたもんだから、代表者にも子にもなれないでしょう。日沼工務店は、大森建設の下につくしかねくなったでしょう、評価点数の関係で。ところが、大森建設は別の業者と組んでしまってるじゃない。そうすれば、どうなる。日沼建設もどこさも行けねくなった。入札は、あなたのほうじゃ申請できねくなったの。申請する意味がなくなったの。この2者がパアになったから、高田住宅もどこさも行けねくなってしまったの。どことも組めねくなってしまった。そういうことなんだよ。

それで、結果的にとかって、そうなることが分かっていたでしょうって。 これは、後でそれも問題にしますけれども。そういうことを分かってて、何 で要件変更するんだ。

行政の基本はね、行政の基本は、住民の不利益になるものは変更してはならないということなんですよ。利益になるものは変更してもいいよ。住民の不利益になる変更はできないというのが基本ルールの常識。

また、いつかやりましょう。もう何分ありますか。(「あと8分です」の 声あり)

公告内容、代表者の要件を変更したことについて。

この代表者の要件、この変更理由がどこにも示されていない。 2回目の変更通知、要件変更出したときにですよ。訂正理由って「訂正」という言葉、これは後でまたやりますけれども、こんなまやかしの言葉を使って訂正なんてやっているけども、じゃあ、この訂正理由が、何で訂正するんだというのはどこにも書かれてないと。 9者さ出した通知に1つも出してないんです。ある業者が、こう言われたの。ある若い職員が入ってきて、手紙をぼっと置いていったって。で、何の説明もないっていうんだな。で、封筒切ったら、封筒にもその訂正の理由が書いてないの。これ何なんだべと、こういう話に、非常に憤慨をしておりました。

それから、担当部局である教育委員会にも、この何で訂正するかの理由を 口頭でもなし、文書でもないんですよ。畠山次長がこう言ってた。何も、な してこの通知出すのか分からないって。担当者も言ってるんだよ。口頭でも 文書でも、何で訂正するのかって、分からないって言うのよ。事務ミスだっ て言われたのも、後で分かったんだって。私が議会で質問したら、町長が事務ミスだってしゃべっていることを聞いて、えっと思ったって言ってるんだよ。訂正の理由、これは何で、教育委員会にも、それから業者にも通知をしなかったのか。その理由を聞かせてくださいというのが次の質問です。

伺い文書にも当然、書かれてないんですよ。私は、これを情報公開を請求 して分かりました。これ、役所の文書としてあり得ますか。担当者も分から ないというんだから。そういう質問ですよ。

委員長 (堺谷直樹)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

訂正理由の理由がないということにつきましては、この変更、いわゆる後で追加いたしました能代市山本郡に営業所を有する者というものを追加させていただいたことでございますが、この件に関し。

6番 (清水欣也)

それをつけた理由は何かって聞いている。

副 町 長 (檜森定勝)

それにつきましては、工事をする関係上、能代山本にしっかりした主たる事業所があって、それによってしっかりとした完成をしてもらいたいということで付け加えさせて、その要件を明確にするために付け加えさせていただきました。これは理由がないと、次長と清水委員の話は分かりませんけれども、どういう状況かも分かりませんけど、それにつきましては、私と次長との間で私が指示したことで、それをもって教育委員会のほうで改めて公告なり変更事務の手続を取ったと理解しております。

委員長 (堺谷直樹)

残り2分です。清水委員。

6番 (清水欣也)

どうして能代と山本に本社がなければ、ほかの人たちが頑張れないんだ。だって、今までだって全部同じ業者で単体でやって、みんな頑張って地元の業者が取ってるじゃないですか。琴丘だって、ゆめろんだって、大日寮だって。何でこれが、後の質問にしたいと思ってたんですけども、ここで済ませます。何で山本だけが頑張れないんだ。そこを聞かせてください。ほかのほうは、みんな単体で9者、おんなじ指名ですよ、これ。全部。大信太さんも田中さんもみんな入って、9者でみんな頑張って地元が取ってるじゃないですか。そもそも能代山本で事務所があれば、どうして頑張れないんだ。だって、評価点数だって、この人たちよりも上の点数の業者がいるじゃないか、地元に。そうでしょう。なしてこれを除かなければ、この2者を除かなければ山本の工事が頑張れないのか。その根拠を教えてください。

たまに町長、答弁してくださいよ。何で山本だけが頑張れないのかです。

委員長 (堺谷直樹)

副町長。

副 町 長 (檜森定勝)

その2者が除かれたということは、先ほどからご納得いただけないものと思いますが、JVを組む段階ではどの企業がどこと組むということは、我々は想定しているものではございません。それで、自主結成ということでお願いしておりますので、その中で中身はどう組むか、それは企業さんのほうに任せているということでございます。

6番 (清水欣也)

だったらそれで要件を変える必要はないじゃないですか、そういう理由だったら。

つまりは、この業者を除かねばならないんでしょう。だから、要件変更を 出したんでしょう。でないと。

委員長 (堺谷直樹)

清水委員、時間になりました。清水委員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第2. 認定第2号「令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計 歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第3. 認定第3号「令和元年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第4. 認定第4号「令和元年度三種町公共下水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第5. 認定第5号「令和元年度三種町農業集落排水事業特別会計歳入 歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第6.認定第6号「令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入 歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第7. 認定第7号「令和元年度三種町介護サービス事業勘定特別会計 歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第8. 認定第8号「令和元年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

日程第9. 認定第9号「令和元年度三種町水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これで決算特別委員会全体会の総括質疑を終了します。

当局の皆様はお疲れさまでした。

当局退出のため、11時5分まで休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再 開

委員長 (堺谷直樹)

会議を再開いたします。

分科会の審査報告に入る前に、確認事項を申し上げます。

分科会から付帯意見案が付された場合は、付帯意見を協議する自由討議が 設けられております。分科会の審査報告後、本会議において討論をするかど うかの確認を行い、表決を行ってまいりますので、特別委員会としての合意 形成が図られるよう委員各位のご協力をお願いいたします。 日程第10. 分科会の審査報告を求めます。

初めに総務分科会より審査報告を求めます。総務分科会委員長。

総務分科 (伊藤千作)

会委員長 報告をいたします。

本分科会に審査を付託されました令和元年度決算につきましては、お手元に配付しました審査報告書のとおり結果を決定いたしました。

認定第1号「令和元年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」、 認定第2号「令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算 の認定について」の2決算につきましては、認定すべきものと決定いたしま した。

以上で審査報告を終わります。

委員長 (堺谷直樹)

総務分科会委員長はその場に着席してお待ちください。

総務分科会委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

総務分科会委員長は自席へお戻りください。

以上で総務分科会の審査報告を終わります。

次に教育民生分科会より審査報告を求めます。教育民生分科会委員長。

教育民生 (小澤高道)

分科会委 本分科会に審査を付託されました令和元年度決算につきましては、お手元 **員長** に配付しました審査報告書のとおり結果を決定いたしました。

認定第1号「令和元年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第3号「令和元年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第6号「令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第7号「令和元年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」の5決算につきましては、認定すべきものと決定いたしました。

以上で審査報告を終わります。

委員長 (堺谷直樹)

教育民生分科会委員長はその場に着席してお待ちください。

教育民生分科会委員長の報告を終わります。

ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。11番、高橋 委員。

11番 (高橋 満)

健康推進課の一般会計のナンバー2のところでありますけれども、回答の ところで「同居の家族がいる中で自殺に追い込まれる方がいる」と。非常に 捉え方によっては誤解を招く文言だと私は個人的に思うんですけれども、この部分について修正をすべきだと思うんですけれども、委員長、いかがでしょうか。

委員長 (堺谷直樹)

教育民生分科会委員長。

教育民生 (小澤高道)

分科会委 ただいまの指摘の回答については、回答があまりにも抽象過ぎるというこ **員長** とで、もうちょっと分かりやすい文言に変えたいと思います。

11番 (高橋 満)

はい。質問を終わります。

委員長 (堺谷直樹)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

教育民生分科会委員長は自席へお戻りください。

以上で教育民生分科会の審査報告を終わります。

次に産業建設分科会より審査報告を求めます。産業建設分科会副委員長。

産業建設 (成田光一)

分科会副 それでは、本分科会に審査を付託されました令和元年度決算につきまして **委員長** は、お手元に配付しました審査報告書のとおり結果を決定いたしました。

認定第1号「令和元年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」、認定第4号「令和元年度三種町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第5号「令和元年度三種町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第8号「令和元年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第9号「令和元年度三種町水道事業会計決算の認定について」の5決算につきましては、認定すべきものと決定いたしました。

なお、本分科会は、認定第1号に対して次の意見を付すことを提案します。

あきた白神ツーリズムへの観光費負担金について、当該団体の地域連携DMOとしての活動・実績は、議会においても関心を示す事項であることから、積極的な情報共有に努められたい。また、「みたね観光DMO計画」とは整合性が図られているか、類似事業を推進する三種町観光協会等との関係性はどうなっているか等の課題についても整理を進められたい。

以上で審査報告を終わります。

委員長 (堺谷直樹)

産業建設分科会副委員長はその場に着席してお待ちください。

産業建設分科会副委員長の報告を終わります。

ただいまの報告及び付帯意見案に対して質疑を行います。質疑ありません

か。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

産業建設分科会副委員長は自席へお戻りください。

以上で産業建設分科会の審査報告を終わります。

日程第11. 認定第1号「令和元年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定 について」を議題といたします。

これより自由討議を行います。

本件に対しては、産業建設分科会から付帯意見案が提出されております。産業建設分科会の付帯意見案について、修正を求める意見やこれに反対する意見はありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

意見ないものと認め、意見の確認を終わります。

これより産業建設分科会の付帯意見案を採決いたします。

本付帯意見案を産業建設分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

ご異議ないものと認めます。よって、本付帯意見案は産業建設分科会報告のとおりとすることに決定しました。

これで自由討議を終わります。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者举手)

委員長 (堺谷直樹)

手を下ろしてください。

挙手ありです。よって、認定第1号は討論するものと認め、確認を終わります。

認定第1号「令和元年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」を 採決いたします。

この表決は挙手によって行います。なお、挙手しない場合は原案に反対と みなします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 (堺谷直樹)

手を下ろしてください。

挙手多数です。よって、認定第1号は分科会報告のとおり認定すべきもの

と決定しました。

日程第12. 認定第2号「令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会 計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者举手)

委員長 (堺谷直樹)

手を下ろしてください。

挙手ありです。よって、認定第2号は討論するものと認め、確認を終わります。

認定第2号「令和元年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決 算の認定について」を採決いたします。

この表決は挙手によって行います。なお、挙手しない場合は原案に反対と みなします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

委員長 (堺谷直樹)

手を下ろしてください。

挙手多数です。よって、認定第2号は分科会報告のとおり認定すべきもの と決定しました。

日程第13. 認定第3号「令和元年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者举手)

委員長 (堺谷直樹)

挙手なしです。よって、認定第3号は討論しないものと認め、確認を終わります。

認定第3号「令和元年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について」を採決いたします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第3号は分科会報告のとおり認定すべきものと決定しました。

日程第14. 認定第4号「令和元年度三種町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者挙手)

委員長 (堺谷直樹)

挙手なしです。よって、認定第4号は討論しないものと認め、確認を終わります。

認定第4号「令和元年度三種町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について」を採決いたします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第4号は分科会報告のとおり認 定すべきものと決定しました。

日程第15. 認定第5号「令和元年度三種町農業集落排水事業特別会計歳 入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者挙手)

委員長 (堺谷直樹)

挙手なしです。よって、認定第5号は討論しないものと認め、確認を終わります。

認定第5号「令和元年度三種町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の 認定について」を採決いたします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第5号は分科会報告のとおり認 定すべきものと決定しました。

日程第16. 認定第6号「令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳 入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者挙手)

委員長 (堺谷直樹)

挙手なしです。よって、認定第6号は討論しないものと認め、確認を終わります。

認定第6号「令和元年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の 認定について」を採決いたします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定する

ことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第6号は分科会報告のとおり認 定すべきものと決定しました。

日程第17. 認定第7号「令和元年度三種町介護サービス事業勘定特別会 計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者挙手)

委員長 (堺谷直樹)

挙手なしです。よって、認定第7号は討論しないものと認め、確認を終わります。

認定第7号「令和元年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第7号は分科会報告のとおり認 定すべきものと決定しました。

日程第18. 認定第8号「令和元年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者举手)

委員長 (堺谷直樹)

挙手なしです。よって、認定第8号は討論しないものと認め、確認を終わります。

認定第8号「令和元年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第8号は分科会報告のとおり認定すべきものと決定しました。

日程第19. 認定第9号「令和元年度三種町水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

これより討論の有無を確認します。

本会議において討論を行う予定の方の挙手を求めます。

(討論者挙手)

委員長 (堺谷直樹)

挙手なしです。よって、認定第9号は討論しないものと認め、確認を終わります。

認定第9号「令和元年度三種町水道事業会計決算の認定について」を採決いたします。

本件に対する分科会報告は認定です。本件を分科会報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (堺谷直樹)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第9号は分科会報告のとおり認 定すべきものと決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書は議会運営基準第15条の基準により正副委員長が作成いたします。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年度決算に係る決算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

.....

午前11時26分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

決算特別委員会委員長 堺 谷 直 樹